

美浜3号機差し止め申し立て

40年超原発巡り県民10人

福井地裁

運転開始から四十年を超えて国内で唯一稼働している関西電力美浜原発3号機(美浜町)は年数が経過して安全でないとして、県民十人が十三日、運転差し止めを求める仮処分を福井地裁に申し立てた。

住民側は、美浜3号機の耐震設計の目安となる地震の揺れを示す基準地震動の設定が低く設定されていることをはじめ地震による事故発生危険性や、事故時に広域避難する際の計画に不備があることを主張

立書が届いていないため、コメントは差し控えた。

と話した。美浜3号機は「原則四十年、最長で延長二十年」の現行ルールの下、運転開始から四十年を超える原発として初めて二〇二一年六月に再稼働した。テロ対策の特定重大事故等対処施設も完成している。

大阪地裁が昨年十二月、美浜3号機の高経年化対策や安全性に問題はないとして、原発から約八十キロ圏内の福井、滋賀、京都の三府県の住民九人が運転停止を求めた仮処分の申し立てを却下した。住民側は今日四日、この決定を不服として大阪高裁に即時抗告した。

「立地地域から申し立てに意義」

福井の住民らが会見

県内の住民十人が十三日、関西電力美浜原発3号機の運転差し止めを求める仮処分を福井地裁に申し立てたのは、原発を早期に停

止させるのが狙いだ。原発立地地域の福井の住民が地元の裁判所に訴えることで、ほぼ同じ内容の申し立てを却下した昨年十二月の大阪地裁と違い、運転差し止めの判断が出るとの期待がある。



会見で申し立てに至る経緯を説明する住民と弁護士の13日、福井市で

に結論を得るため、地震による事故発生危険性と避難計画の不備に争点を絞った。福井市内で開かれた記者会見には、申立人十人のうち二人が出席した。福井市在住の南康人さん(60)は「四十年超原発を認める政府の動きは福島原発事故をなかつたことにするもので、市民として許してはいけない。立地地域から地元裁判所に申し立てる意義は大きい」と語った。坂井市在住の野波栄一郎さん(60)は政府による原発の運転期間延長などの方針を批判し、「原発で住民の命や社会が破壊されることをどう思っているのか」と憤った。小浜市在住の松本浩さん(60)は「使用済み核燃料の問題を解決できないまま原発の再稼働を推し進めるのは将来世代に対して無責任だ」と訴えた。